

# 「令和8年度 市民税・県民税申告書」の手引き

湖西市役所税務課

## ①この申告について

所得税の確定申告をしない人で、令和7年中の所得・控除等について申告をする場合はこの申告を行ってください。（年末調整済の給与がある人または公的年金収入が400万円以下でも、その他に20万円以下の所得がある人は申告の必要があります。）

なお、所得税の確定申告をする人は市民税・県民税申告書の提出は不要です。

## ★所得がなかった人

申告書表面「I. 無所得の申告」欄の該当する項目に記入してください。

※収入がなかった人で、所得課税証明書等の発行のために申告をされる人は、証明書が必要となつたときに申告をされてもかまいません。

※所得がなかった旨を申告することで、国民健康保険税や介護保険料等が減額になる可能性があります。

記入例

令和 年度 市民税・県民税申告書	
(令和8年1月1日から12月31日の所得に係る申告)	
※確定申告書を提出する方は、提出不要です。	
現 住 所	湖西市吉美3268番地
市役所 記入欄	
電 話 番 号	576-1218
令和6年1月1日 時点の住所	(同上の場合は記入不要)
職 業	
ふりがな	こさい はなこ
生 年 月 日	
氏 名	湖西 花子
明・大 昭・平・令	25年 4月 1日
個 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
市役所 記入欄	
I. 無所得の申告（該当するものにレ点を入れてください）	
<input checked="" type="checkbox"/> 扶養されていた	扶養者氏名 湖西 太郎
申告者から見た続柄 夫	
別居の場合住所	
<input type="checkbox"/> 非課税の収入があった	収入の種類（遺族年金・障害者年金・雇用(失業)保険・生活保護・その他）
<input type="checkbox"/> その他	

## ★所得・控除があった人

この手引きを参考に、申告書の「II. 所得の申告」「III. 所得控除の申告」ほか必要な事項を記入してください。

《郵送先》 〒431-0492

静岡県湖西市吉美 3268 番地

湖西市役所 税務課 市民税係まで

## ②申告書表面「II. 所得の申告」について

所得とは、収入から必要経費を差し引いた「利益」のことです。

収入とその収入に要した経費から所得を算出し、記入してください。

営業・農業・不動産の所得があった場合には、収支内訳書に収入と経費の内訳を記入し、所得を計算してください。(昨年、営業・農業・不動産の申告があった人には、収支内訳書を同封しています。)

営業	小売業、飲食店、内職など農業以外の事業所得
農業	農産物、畜産などの生産等により生ずる所得
不動産	貸家、貸地などから生ずる所得
利子	源泉分離課税されていない、特別な利子などの所得
配当	株式や出資などにより受け取る配当金、収益分配金等の所得
給与	給与賃金、賞与などの所得（給与所得の源泉徴収票を添付） 収入を合計し、下の表Aによって所得を算出します。所得金額調整控除がある場合は、表Aで算出した所得から控除額を差し引いた金額が給与所得になります。
雑（公的年金）	公的な年金、恩給などの所得（公的年金等の源泉徴収票を添付） 収入を合計し、次頁表Bによって所得を算出します。
雑（業務）	原稿料、講演料などの副業に係る所得のうち営利目的とした継続的な所得
雑（その他）	生命保険会社の個人年金など他の所得に分類されない所得
総合譲渡（短期・長期）	土地、建物等以外の譲渡所得で、ゴルフ会員権、機械、金地金などの譲渡による所得 (取得日以後5年を超えて譲渡したものは長期、5年以内のものは短期)
一時	保険の満期返戻金など、一時的な所得

総合譲渡所得（短期・長期）と一時所得については、50万円まで特別控除が適用されます。

また、総合譲渡所得（長期）と一時所得は、50万円の特別控除後に2分の1にしたものと所得とします。

※分離課税所得については確定申告が必要な場合が多いため、浜松西税務署（☎555-7111）までお問い合わせください。

表A 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額 から まで		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額 から まで		給与所得の金額 A × 2.8 - 80,000 円
か	ら		ま	で	
650,999 円まで		0 円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割つて千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)
円 651,000	円 1,899,999	給与等の収入金額の合 計額から 650,000 円を控 除した金額	3,600,000	6,599,999	A × 3.2 - 440,000 円
			6,600,000	8,499,999	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
			8,500,000 円以上		収入金額 - 1,950,000 円

※所得金額調整控除がある場合は上記で算出した所得から下記ア、イで算出した金額を控除してください。

### <所得金額調整控除の求め方>

ア. 給与等の収入金額が850万円を超える人で、①本人が特別障害者に該当する人、②23歳未満の扶養親を有する人、③特別障害者の同一生計配偶者または扶養親族を有する人のいずれかに該当する場合

$$\text{控除額} = (\text{収入金額} - 850 \text{ 万円}) \times 0.1 \quad (\text{最大 } 15 \text{ 万円})$$

イ. 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する人で、その2つの所得の合計が10万円を超える合

$$\text{控除額} = \text{給与所得} (10 \text{ 万円を限度}) + \text{公的年金所得} (10 \text{ 万円を限度}) - 10 \text{ 万円}$$

表B 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		10,000,000円まで	20,000,000円まで	20,000,001円以上
昭和36年1月2日以後生まれの人	1,299,999円まで	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	4,099,999円まで	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	7,699,999円まで	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	9,999,999円まで	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
昭和36年1月1日以前生まれの人	3,299,999円まで	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	4,099,999円まで	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	7,699,999円まで	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	9,999,999円まで	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

※1円未満の端数は切り捨て

### ③申告書裏面「III. 所得控除の申告」について

以下の控除について、該当事項を記入してください。

雑損	災害、盜難、横領により住宅や家財等に損害があった金額等
医療費	病気の治療などに支払った医療費等の金額等 ★医療費控除の明細書を添付 セルフメディケーション税制の適用を受ける場合はレ点 ★セルフメディケーション税制の明細書を添付
社会保険料	社会保険、国民年金や国民健康保険等に支払った種類と金額 ★国民年金保険料については証明書を添付
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度に基づく掛金や、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金等を支払った種類と金額 ★証明書を添付
生命保険料	生命保険、個人年金に支払った金額 ★証明書を添付
地震保険料	地震保険又は平成18年末までに契約した長期損害保険に支払った金額 ★証明書を添付
寡婦	下記①～②のいずれかに該当する場合、レ点とその事由（所得制限500万円） ①夫と死別した妻 ②夫と死別、離婚又は夫が生死不明で、子以外の扶養親族がいる妻
ひとり親	下記①～②のいずれかに該当する場合、レ点（所得制限500万円） ①配偶者と死別、離婚又は配偶者が生死不明で、子を扶養する者 ②未婚で子を扶養する者 ※事実婚の場合は対象とはなりません。
勤労学生	申告者が一定の学校の生徒、児童等で、勤労に基づく給与所得等があり、かつ自己の勤労によらない所得（不動産所得等）が10万円以下の場合、その学校名（所得制限85万円） ★その学校の生徒手帳の写し又は在学証明書を添付
障害者	本人又は控除対象配偶者もしくは扶養親族に障害がある場合、その氏名と障害の程度 ★障害者手帳の写し又は障害者控除対象者認定書を添付
配偶者(特別)	所得133万円以下の配偶者がある場合、その氏名、生年月日と合計所得（自己の所得制限1,000万円）
扶養親族	所得58万円以下の扶養親族がある場合、その氏名、続柄、生年月日等 (別居の扶養親族の場合は、その扶養親族の住所) ※16歳未満(平成22年1月2日以後生まれ)の扶養親族は控除対象とはなりませんが、該当がある場合は記入してください。 ※扶養親族の住所が市外である場合はマイナンバー（個人番号）を記入してください。

## ④その他

### ◎添付書類

申告書表面左下にホチキス又は糊付けし、はがれないようにしてください。

(添付書類が多い場合や、糊しろが足りない場合は、別紙に添付してください。)

### ◎寄附金に関する事項

都道府県、市区町村又は静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部又は湖西市社会福祉協議会など条例で指定した法人に対して寄附した金額を記入してください。

寄附先の団体が発行する寄附金控除の証明書を添付してください。

### ☆ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした方へ

ふるさと納税ワンストップ特例の申請をした人が市民税・県民税申告をすると、先に申請したワンストップ特例は無効となります。申告をする場合は、令和7年中に行った全ての寄附金について、寄附受領書等を添付してください。

### ◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等の配当所得、又は特定口座取引による株式譲渡所得を申告し、配当割又は株式等譲渡所得割があった場合には、申告書裏面にその金額を記入してください。

※上場株式等の配当所得について、総合課税か分離課税か選択して申告することができます。

- ・一度申告すると修正申告等で選択替えはできません。
- ・総合課税で申告する場合は配当控除がありますが、分離課税の場合は配当控除がない代わりに、上場株式等との損益通算及び繰越控除ができます。

### ◎所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超える人で、①本人が特別障害者に該当する人、②23歳未満の扶養親族を有する人、③特別障害者の同一生計配偶者または扶養親族を有する人のいずれかに該当する場合は、申告書裏面に該当事項を記入してください。

### ◎給与所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与所得以外の所得があった人は、それらの所得に係る市・県民税の納税方法について、申告書裏面の該当欄にレ点を入れてください。

### ◇公的年金所得がある方の申告について

1年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。(ただし、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。)

なお、所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税が課税される方で、公的年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料(現金や口座振替による納付分など)や生命保険料控除、扶養控除、医療費控除、その他控除を加えることで市県民税額が減額になる場合があります。

この場合、市民税・県民税申告が必要となりますので、申告書の提出をしてください。

申告書の記入についてご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

湖西市役所 税務課 市民税係 ☎053-576-1218